平成２４年（フ）第１１号
東京都あきる野市雨間1937番地29
債務者　百合ひろみ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
東京都あきる野市雨間1937番地29
債務者　百合　隆司
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５号
長崎県佐世保市若葉町31番12号、前住所長崎県南松浦郡新上五島町若松郷612番地１
債務者　高山　悦雄
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７号
長崎県佐世保市桜木町1418番地２　市営桜木住宅２番館305号室
債務者　信永志津子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
沖縄県沖縄市園田２丁目33番８号　レジデンス純102号上原方、住民票上の住所沖縄県沖縄市字古謝1117番地　レオパレスＫ’ｓⅡ302号
債務者　石垣　　健
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３１８号
沖縄県沖縄市住吉２丁目11番５号　オレンジハウス404、住民票上の住所沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂111番地
債務者　安里真紀子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道帯広市西５条南36丁目４番９号　古田義雄方
債務者　古田　都子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道広尾郡広尾町西３条６丁目14番地の１
債務者　菊地　　肇
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６３０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番199棟５号
破産者　諸井　清彦
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４３号
千葉県市原市牛久911番地１　Ｂ２号
破産者　礒野美代子
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５９号
千葉市若葉区大宮町4103番地18
破産者　三総物産有限会社
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６０号
千葉市若葉区大宮町4103番地18
破産者　榎本　義紀
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３６号
千葉県船橋市丸山３丁目33番２号
破産者　小杉　成之
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３号
滋賀県近江八幡市大中町565番地
破産者　有限会社ビワコファーム
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字新川255番地
破産者　亡宮良正信相続財産
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３３５１号
札幌市北区北30条西５丁目１番７号
破産者　有限会社ミカ・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９２号
札幌市北区新琴似６条９丁目３番17号
破産者　株式会社みさわや
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９１号
北海道江別市野幌若葉町73番地11
破産者　株式会社シーワールド
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５７号
仙台市青葉区錦町１丁目２番11号
破産者　合資会社龍亭
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係